

新型コロナウイルス感染症を踏まえた金融機関の対応事例

金融庁では、新型コロナウイルス感染症について、債務の条件変更・新規融資など、事業者の実情に応じた万全の対応を金融機関に要請し、事業者への資金繰り支援の促進を当面の検査・監督の最重点事項として、特別ヒアリング等で、金融機関の取組状況を確認してきたところである。

確認した金融機関の取組みのうち、他の金融機関の参考となる事例について、随時取りまとめ・公表する。

【条件変更・新規融資等の対応】

- 事業者からの条件変更等の相談があった場合には、審査を行うことなく、まずは、3ヶ月の元金据置ないし期限延長を実施
- 事業者からの相談を受け、これまでの事業実績の評価に基づき、今後も事業を継続させていくため、1年間の元金据置・期限延長を実施
- 受注が大幅に減少した事業者に対し、積極的な支援策としてまず1年間の元金据置を実施。将来の資金面の見通しがついた時点で、見通しに合わせ返済期限を柔軟に延長予定
- 返済財源等に見通しが立たない場合に、一旦、6ヶ月程度の短期資金の貸出で対応し、その間に資金面・事業面でどの様な対応策が考え得るか、事業者とともに検討
- 事業者の不安を解消するため、コロナ関連の特別融資（プロパー）の返済期間を10年から15年へ、元金据置期間を2年から5年へと延長
- 事業者のテナント料負担が軽減されるよう、テナントビル所有者への融資について、1年間の元金据置を実施
- 2年以内の元金据置であれば案件問わずに支店長専決権限として、条件変更を実行
- 事業者からの更なる条件変更の相談について、通常であればバンクミーティング等の調整に数週間を要すところ、メイン行として関係者と個別に調整し、約10日で対応
- 条件変更等にあたって通常であれば支払いを求めている違約金・手数料等について、本部からの明確な指示の下、一律に免除
- 住宅ローンの返済猶予の求めに対して、まず6ヵ月間、元金を据え置き、6ヵ月後にその時点の状況を踏まえ対応を再検討する（条件変更手数料も無料）

【書面等の省略・簡素化】

- 融資実行にあたり、資金収支の状況など必要な情報についての資料がそろっていないくても、聞き取り・ヒアリングで足ることとする
- 条件変更について柔軟に対応することとし、必要な事業計画等の書類については、業況が落ち着いてから後々でよいとの取扱いとする
- 新たな資料・データを求めず、原則、過去に提出を受けたデータ等により融資や条件変更等の可否を判断し、確認が必要な情報についても、すぐに提出が可能な直近のデータ等のみで対応する

【金融機関の態勢】

- 事業者の融資ニーズを確認してから何日経過しているか、受付審査の状況等を集計。案件進捗・滞留案件の状況について管理
- 営業店が情報収集した事業者相談等をイントラネットに随時入力することで、役員・本部担当者がその内容をタイムリーに把握し、営業店の対応に不足があれば、必要な指示を行う

【事業者の本業支援】

- 地元商店街など販売が減少した事業者に対して、他の事業者とのマッチングを通じた販路拡大など、取引先を面的に支援
- 資材・原材料の輸入が滞る中、金融機関間で連携し、代替品を取り扱う事業者を紹介
- 事業者における雇用調整助成金の申請を支援するため、社会保険労務士を支店に配置

【他機関との連携】

- 地域内の自治体や金融機関、信用保証協会において、例えば一部の金融機関や保証協会の窓口が混雑した場合には、他の金融機関等が人員を派遣する等、相互協力の枠組みを設ける
- 市町村におけるセーフティネット保証の認定業務を支援するため、市町村へ職員を派遣し、決算書や事業者規模等を確認
- 市町村と協議の上、金融機関が事業者の売上高の減少を確認・書類に押印することを以って、市町村におけるセーフティネット保証の認定に十分とする取扱いを実施
- 日本政策金融公庫の特別融資を希望する取引先を支援するため、当該地域の公庫支店と調整の上、「事務フロー」を作成し、全営業店に示達

金融機関における対応状況（詳細版）

【条件変更・新規融資等の対応】

- 事業者からの条件変更等の相談があった場合には、審査を行うことなく、まずは、3ヶ月の元金据置ないし期限延長を実施
- 事業者からの相談を受け、これまでの事業実績の評価に基づき、今後とも事業を継続させていくため、1年間の元金据置・期限延長を実施
- 受注が大幅に減少した事業者に対し、積極的な支援策としてまず1年間の元金据置を実施。将来の資金面の見通しがついた時点で、見通しに合わせ返済期限を柔軟に延長予定
- 返済財源等に見通しが立たない場合に、一旦、6ヶ月程度の短期資金の貸出で対応し、その間に資金面・事業面でどの様な対応策が考え得るか、事業者とともに検討
- 旅行者数の低迷による売上高の減少など、今後の業況悪化が明らかに懸念される事業者に対し、金融機関から能動的に6ヶ月の元金据置を提案・実施
- 中小企業等への新たな資金供給手段として、最短即日、最大でも3営業日以内で融資判断する、コロナ対応の緊急ファンドを創設
- 条件変更の際、通常であれば事業者に支払いを求めている手数料を一律に免除
- 営業店に対し、数か月先までの資金繰りの確認支援（資金繰り表の作成サポート等）を能動的・プッシュ型で提案・実施しつつ、確認した資金繰りの状況に応じて元金据置等の条件変更や新規融資を事業者に提示
- 足許のキャンセル対応等に追われる事業者に対し、今後の資金繰り懸念を勘案し、急を要する支払と、要しない支払に分類した上で、急を要しない支払の繰延の検討など、資金繰りのアドバイスを実施
- 事業者の不安を解消するため、コロナ関連の特別融資（プロパー）の返済期間を10年から15年へ、元金据置期間を2年から5年へと延長
- 事業者のテナント料負担が軽減されるよう、テナントビル所有者への融資について、1年間の元金据置を実施
- 2年以内の元金据置であれば案件問わずに支店長専決権限として、条件変更を実行

- 事業者からの更なる条件変更の相談について、通常であればバンクミーティング等の調整に数週間を要すところ、メイン行として関係者と個別に調整し、約10日に対応
- 条件変更中・事業再生中の事業者について、従前からのメイン行としての事業性評価を元に事業継続は可能と判断し、新規融資を実行
- 条件変更等にあたって通常であれば支払いを求めている違約金・手数料等について、本部からの明確な指示の下、一律に免除
- 住宅ローンの返済猶予の求めに対して、まず6カ月間、元金を据え置き、6か月後にその時点の状況を踏まえ対応を再検討する（条件変更手数料も無料）
- 住宅の完成前に実行される形の住宅関連融資について、工期の長期化を見据え、住宅完成・引渡しまで元金を据え置く（条件変更手数料も無料）

【書面等の省略・簡素化】

- 融資実行にあたり、資金収支の状況など必要な情報についての資料がそろっていなくても、聞き取り・ヒアリングで足ることとする
- 条件変更について柔軟に対応することとし、必要な事業計画等の書類については、業況が落ち着いてから後々でよいとの取扱いとする
- 新たな資料・データを求めず、原則、過去に提出を受けたデータ等により融資や条件変更等の可否を判断し、確認が必要な情報についても、すぐに提出が可能な直近のデータ等のみで対応する
- 通常であれば、事業者との間で今後の売上見通しを立てた上で実行する必要がある融資について、新型コロナウイルス感染症による今後の影響が必ずしも見通せないことを踏まえて、収支予測資料等を求めず融資実行
- 個人向け事業性ローンや住宅ローン等の条件変更の求めがあった場合、収入減少の確認資料を不要として、迅速に対応

【金融機関の態勢】

- 事業者の融資ニーズを確認してから何日経過しているか、受付審査の状況等を集計。案件進捗・滞留案件の状況について管理
- 営業店が情報収集した事業者相談等をイントラネットに随時入力することで、役員・本部担当者がその内容をタイムリーに把握し、営業店の対応に不足があれば、必要な指示を行う

- 業況に影響があるとする事業者について、今後の資金繰り懸念の逼迫度に応じて3つに区分し、特に逼迫度合いが高い先には本部が資金繰りの相談状況を日次管理するなど、濃淡をつけ、本部・営業店が一体となって対応
- 顧客対応に関する統一的な対応方針について、経営陣から各支店長・営業職員に直接ビデオメッセージにより伝達・浸透
- 事業者からの条件変更等の申請について、営業店から本部への報告・資料作成を省略・簡素化
- コロナ対策融資は一括して本部決裁（電話で可）とし、本部に案件を集約することで、迅速な指示等を通じて対応をスピードアップ
- 営業店が事業者へ説明しやすいよう、各種制度融資や保証等の内容を体系的に整理した専用資料を作成し、営業職員に共有し事業者説明に活用
- 金融機関や県による事業者の支援メニューと、これまで金融機関として事業者とのリレーションにおいて蓄積した事業者情報を、各営業担当職員の業務用タブレットに掲載し、事業者訪問時に持参・活用
- 業績評価において、コロナの影響を受けた事業者の支援のために既存融資の条件変更や新規融資を行った場合に加点する取扱いを実施

【事業者の本業支援】

- 地元商店街など販売が減少した事業者に対して、他の事業者とのマッチングを通じた販路拡大など、取引先を面的に支援
- 資材・原材料の輸入が滞る中、金融機関間で連携し、代替品を取り扱う事業者を紹介
- 事業者における雇用調整助成金の申請を支援するため、社会保険労務士を支店に配置
- 医療関連やコールセンターなど急激な需要拡大により労働力が不足した取引先に対し、人材派遣業者を紹介

【他機関との連携】

- 地域内の自治体や金融機関、信用保証協会において、例えば一部の金融機関や保証協会の窓口が混雑した場合には、他の金融機関等が人員を派遣する等、相互協力の枠組みを設ける
- 市町村におけるセーフティネット保証の認定業務を支援するため、市町村へ職員を派遣し、決算書や事業者規模等を確認

- 市町村と協議の上、金融機関が事業者の売上高の減少を確認・書類に押印することを以って、市町村におけるセーフティネット保証の認定に十分とする取扱いを実施
- 日本政策金融公庫の特別融資を希望する取引先を支援するため、当該地域の公庫支店と調整の上、「事務フロー」を作成し、全営業店に示達
- 事業者がセーフティネット保証や日本政策金融公庫の融資を受けられるよう、金融機関の担当者が市町村の窓口や公庫の融資窓口に同行するほか、申請書類の作成をサポート